

態を回避しました。

交渉の席につくことを余儀なくされた南労会は、和解交渉の枠組み自体を「一括解決」に変えさせ、組合に大きな譲歩を迫る姿勢で臨んできました。

組合は労働委員会闘争を含む闘いを継続しながら、直接争議に関与していない大部分の理事への情報提供、法人運営上の問題点の指摘、争議解決の働きかけ、紀和病院でのピラマキなど、和解解決にむけた世論づくり等も行ってきました。

こうした中、南労会側は府労委元労働委員である要氏に接触を求めてきました。

◇全面解決の土俵へ

組合はこの機をとらえ、裁判と並行して他の案件について交渉するテーブルを作り、全面解決をめざす方向性を打ち出しました。裁判所の承認、要氏のご尽力、南労会の承諾をもって直接交渉の場が作られ、十二月二〇日から交渉を開始しました。

直接交渉では、労働委員会と争ってきた紀和病院への不当転勤・出張、松浦診療所の縮小・閉鎖攻撃、その原因となった松浦元理事長解任など理事会内紛、組合員の退職金減額を狙った退職金規定改悪など等、また今後のまともな労使関係のた

めルール確認なども大きなテーマとなりました。

和解内容の意義

交渉は難航しジグザグの過程を辿りました。解

決金と引きかえに支部の闘う力をそぎ落とし、近い将来の支部消滅を狙っているを受け止めざるをえない局面もありました。直接交渉は二ヶ月半で十一回、裁判所の和解交渉は九回を数えました。

和解撤回はならず、紀和病院への転勤・出張者を取り戻せなかったことは無念です。しかし困難な交渉を経て別掲の和解合意に至ったことは決して

て小さくない勝利です。次のような意義を確認しています。

- ①労働者の協力による、労働者のための「南大阪労働者診療所」という南労会の原点を確認したこと、②それを踏まえた松浦診療所の維持・再建の具体的方針を出させ、その進展の中で転勤・出張させた組合員を戻すことも検討するとさせたこと、③組合員の雇用と労働条件を守ることを約束させたこと、④組合運営を阻害してきた立入禁止や業務妨害排除の仮処分の取下げを確認したこと、⑤今後の労使

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！